

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 4 月 27 日 (金) 第 7 8 8 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (404) (経済政策課) 2 地籍調査法による事業計画の決定 (405) (耕地課) 2 土地改良区の役員の就退任 (406) (中部総合事務所農林局) 4 土地改良事業の同意 (407) (〃) 5 土地改良区の役員の就退任 (408) (西部総合事務所農林局) 5
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (10) (教育総務課) 7 鳥取県指定保護文化財の指定 (11) (文化課) 8 鳥取県保護文化財及び鳥取県指定天然記念物並びに鳥取県選定無形文化財の指定 又は選定等の一部改正 (12) (〃) 8
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 8 平成 19 年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度 (事務・技術)、資格免許職 (1 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 9 平成 19 年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A) の実施 (〃) 13
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (治山砂防課) 15 一般競争入札の実施 (病院局総務課) 18

告 示

鳥取県告示第 404 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ境港
境港市竹内団地 280
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1-36 代表取締役 梶本 六夫
変更後 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1-36 代表取締役 梶本 六夫
- 3 変更年月日
平成 19 年 4 月 1 日
- 4 変更する理由
大規模小売店舗を設置する者の名称を変更したため
- 5 届出年月日
平成 19 年 4 月 13 日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成 19 年 4 月 27 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糺町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町 3000
境港市産業環境部通商課
- 9 意見書の提出
境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 405 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成 19 年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成19年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キ ロメー トル)
鳥取市	鳥取市雲山、大杓、新、正蓮寺、面影一丁目、面影二丁目、吉成、大覚寺、福部町蔵見、国府町神垣、河原町高福、河原町山手、用瀬町別府、気高町日光、鹿野町乙亥正及び青谷町小畑の各一部	平成20年3月31日まで	5.51
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃	0.77
倉吉市	倉吉市福守町、不入岡、国府、西倉吉町、秋喜、秋喜西町、福光、西福守町、関金町堀、関金町明高、関金町福原及び関金町関金宿の各一部	〃	2.80
岩美町	岩美郡岩美町浦富の一部	〃	0.86
若桜町	八頭郡若桜町大字来見野及び大字諸鹿の各一部	〃	0.22
智頭町	八頭郡智頭町大字大背の一部	〃	0.43
八頭町	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、山上、見槻、志子部及び奥野の各一部、茂谷の全部	〃	7.55
三朝町	東伯郡三朝町大字片柴、大字吉田、大字坂本、大字高橋、大字東小鹿、大字大瀬、大字西尾、大字西小鹿及び大字吉尾の各一部	〃	2.41
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字野方、大字白石、大字方地、大字漆原、大字北福、大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部	〃	3.31
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字八橋、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字山田及び大字大杉の各一部	〃	2.77
北栄町	東伯郡北栄町土下、北条島及び米里の各一部	〃	1.31
大山町	西伯郡大山町豊房、釜戸、赤松、下甲、赤坂、殿河内、下市、高橋、上市、退休寺、住吉、長野及び松河原の各一部	〃	2.04
南部町	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、倭、西、法勝寺、天萬、宮前、諸木、田住、市山及び朝金の各一部	〃	3.39
伯耆町	西伯郡伯耆町古市及び中祖の各一部	〃	0.86
日南町	日野郡日南町三栄、阿毘縁、下阿毘縁、下石見及び花口の各一部	〃	9.19
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃	0.46
江府町	日野郡江府町大字武庫の各一部	〃	0.31

鳥取県告示第 406 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年4月27日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	南 場 喜一郎	東伯郡北栄町六尾336
〃	山 本 英 俊	東伯郡北栄町大谷1322-1
〃	中 原 信 博	東伯郡北栄町大谷351
〃	中 原 清 春	東伯郡北栄町大谷1402
〃	中 西 博 之	東伯郡北栄町大谷1441
〃	齋 木 允 昭	東伯郡北栄町妻波697
〃	豊 田 峯 夫	東伯郡北栄町妻波1173-2
〃	濱 坂 良 男	東伯郡北栄町由良宿2130-5
〃	井 川 敏 昭	東伯郡北栄町由良宿1550
〃	桑 本 孝 昭	東伯郡北栄町由良宿131
〃	生 田 英 則	東伯郡琴浦町大字槻下690
〃	大 東 恒 夫	東伯郡北栄町大島750
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	田 中 伸 秀	東伯郡北栄町瀬戸335
〃	山 崎 芳 藏	東伯郡北栄町亀谷398
〃	濱 本 孝 明	東伯郡北栄町妻波1460-7
〃	日 置 康 徳	東伯郡北栄町妻波1782-1
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507-4
〃	平 信 清 茂	東伯郡北栄町上種210
〃	野 田 優	東伯郡北栄町上種450-2
〃	徳 山 隆 敏	東伯郡北栄町岩坪180
〃	家 森 政 男	東伯郡北栄町西高尾847-424
〃	杉 本 友 行	東伯郡北栄町西高尾483-1
〃	横 山 勝 巳	東伯郡琴浦町大字法万104-1
〃	村 岡 昌 美	東伯郡北栄町東高尾419-4
監 事	池 本 嗣 男	東伯郡北栄町亀谷604
〃	米 田 孝 實	東伯郡北栄町妻波1261-1
〃	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324

平成19年4月6日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	山 本 英 俊	東伯郡北栄町大谷1322-1
〃	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	中 原 信 博	東伯郡北栄町大谷351
〃	塚 本 徳 昭	東伯郡北栄町大谷1371

〃	中 西 博 之	東伯郡北栄町大谷1441
〃	馬 淵 俊 博	東伯郡北栄町妻波1225-2
〃	豊 田 峯 夫	東伯郡北栄町妻波1173-2
〃	濱 坂 良 男	東伯郡北栄町由良宿2130-5
〃	井 川 敏 昭	東伯郡北栄町由良宿1550
〃	桑 本 剛	東伯群北栄町由良宿146
〃	生 田 英 則	東伯郡琴浦町大字槻下690
〃	大 東 恒 夫	東伯郡北栄町大島750
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	田 中 伸 秀	東伯郡北栄町瀬戸335
〃	山 崎 芳 藏	東伯郡北栄町亀谷398
〃	濱 本 孝 明	東伯郡北栄町妻波1460-7
〃	日 置 康 徳	東伯郡北栄町妻波1782-1
〃	横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507-4
〃	平 信 清 茂	東伯郡北栄町上種210
〃	福 田 徹 志	東伯郡北栄町下種452-1
〃	徳 山 隆 敏	東伯郡北栄町岩坪180
〃	家 森 政 男	東伯郡北栄町西高尾847-424
〃	杉 本 友 行	東伯郡北栄町西高尾483-1
〃	横 山 勝 巳	東伯郡琴浦町大字法万104-1
〃	村 岡 昌 美	東伯郡北栄町東高尾419-4
監 事	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
〃	米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
〃	宮 本 卓 行	東伯郡北栄町亀谷644

平成19年4月7日就任 任期 4年

鳥取県告示第 407 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業耳地区農業用排水路）について、平成19年4月20日同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成19年4月27日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

鳥取県告示第 408 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年4月27日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事	天 島 清 憲	西伯郡大山町高橋153
〃	長 田 潤之助	西伯郡大山町下市844

〃	前 田 讓	西伯郡大山町御崎106
〃	影 山 宏 明	西伯郡大山町門前988－1
〃	高 虫 寛	西伯郡大山町茶畑131－2
〃	二 宮 靖 徳	西伯郡大山町豊成2581
〃	飯 田 政 好	西伯郡大山町長田353
〃	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96－1
〃	斉 藤 優	米子市淀江町西原717
〃	仲 田 祐 康	米子市日下541
〃	小 西 護 郎	西伯郡伯耆町丸山211
〃	影 山 博 人	西伯郡伯耆町金屋谷690
〃	森 田 隆 朝	米子市上福原五丁目13－66
〃	河 合 勝	西伯郡伯耆町岸本307
〃	田 口 勝 蔵	米子市淀江町西原377
〃	黒 田 隆 弘	西伯郡大山町坊領347
〃	山 口 隆 之	西伯郡大山町豊成520－1
〃	下 池 忠 正	西伯郡大山町田中637－1
〃	住 田 圭 成	西伯郡伯耆町福岡671
〃	福 田 正 臣	日野郡江府町大字江尾2123
監 事	長 原 幸 充	西伯郡大山町長野53
〃	二 宮 正 博	西伯郡大山町豊成1138
〃	中 坂 宗 司	米子市淀江町福井226

平成19年1月14日退任

就任した役員の名及び住所

理 事	天 島 清 憲	西伯郡大山町高橋153
〃	長 田 潤之助	西伯郡大山町下市844
〃	前 田 讓	西伯郡大山町御崎106
〃	影 山 宏 明	西伯郡大山町門前988－1
〃	高 虫 寛	西伯郡大山町茶畑131－2
〃	二 宮 靖 徳	西伯郡大山町豊成2581
〃	飯 田 政 好	西伯郡大山町長田353
〃	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96－1
〃	斉 藤 優	米子市淀江町西原717
〃	仲 田 祐 康	米子市日下541
〃	加 川 賢 明	西伯郡伯耆町遠藤102
〃	影 山 博 人	西伯郡伯耆町金屋谷690
〃	野 坂 康 夫	米子市義方町2－1
〃	山 口 隆 之	西伯郡大山町豊成520－1
〃	住 田 圭 成	西伯郡伯耆町福岡671
〃	竹 内 敏 朗	日野郡江府町大字久連181
監 事	長 原 幸 充	西伯郡大山町長野53
〃	徳 永 健	西伯郡大山町倉谷488－1
〃	吉 田 秀 明	米子市淀江町西原713

平成19年4月12日就任 任期 4年

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 10 号

平成 15 年鳥取県教育委員会告示第 23 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県美術展覧会 部門審査	部門審査に係る各審査員の個別得点（ただし、審査員の氏名は、開示しない。）及び総合得点	鳥取県美術展覧会の審査結果の通知日から 1 月間	鳥取県立博物館、中部教育局及び西部教育局	鳥取県美術展覧会 部門審査	部門審査に係る各審査員の個別得点（ただし、審査員の氏名は、開示しない。）及び総合得点	鳥取県美術展覧会の審査結果の通知日から 1 月間	鳥取県立博物館、中部教育局及び西部教育局
鳥取県埋蔵文化財センター 非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から 1 月間	鳥取県埋蔵文化財センター				
鳥取県埋蔵文化財センター 臨時的任用職員採用試験	合計得点及び順位	〃	〃				

鳥取県教育委員会告示第 11 号

鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

建造物の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
はせでら 長谷寺本堂 及び仁王門	2 棟	宗教法人長谷寺 代表役員 奥野寛應	倉吉市仲ノ町2960	倉吉市仲ノ町2960
ぶじょうじだいしどう 豊乗寺大師堂 及び山門	2 棟	宗教法人 宇谷山豊乗寺 代表役員 平井弘文	八頭郡智頭町新見73	八頭郡智頭町新見73

鳥取県教育委員会告示第 12 号

昭和 31 年鳥取県教育委員会告示第 29 号（鳥取県保護文化財及び鳥取県指定天然記念物並びに鳥取県選定無形文化財の指定又は選定について）及び昭和 37 年鳥取県教育委員会告示第 34 号（鳥取県指定無形文化財の指定について）の一部を次のとおり変更したので告示する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

名称	変更事項	変更前	変更後
東郷町浪人踊	名称	東郷町浪人踊	東郷浪人踊
東伯町の大イヌガシ	名称	東伯町の大イヌガシ	琴浦町別宮の大イヌグス

公 告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時
平成 19 年 8 月 18 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 実施場所
東伯郡北栄町由良宿 1300 鳥取県自動車運転免許試験場

4 受検定員

40 名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成 19 年 6 月 18 日（月）から同月 29 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

8 検定申請書の提出先等

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、郵便等による検定申請書の提出は、認めない。

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所地を有する者にあつては住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し））

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（所定の様式によること。）

(3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

職員に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

1 試験の名称

平成 19 年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（事務・技術）、資格免許職（1 回目））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事務	一般コース	10 名程度
	環境コース	1 名程度
社会 福祉	福祉コース	3 名程度
	心理コース	2 名程度
総合化学		3 名程度
獣医師		1 名程度
薬剤師		1 名程度
農業		1 名程度
林業		1 名程度
水産		1 名程度
土木		7 名程度
建築		1 名程度
電気（警察職員）		1 名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

電気（警察職員）以外の職種にあつては知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に、電気（警察職員）にあつては警察本部に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 170,200 円のほか諸手当が支給される。

なお、この給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 44 号）第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、166,796 円である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1）年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 獣医師 昭和 32 年 4 月 2 日以降に生まれた者

イ 薬剤師 昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた者

ウ ア及びイに掲げる職種以外のもの 昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者

（2）次の表の左欄に掲げる試験にあつては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉 （福祉コース） （心理コース）	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 3 条の規定により獣医師に係る免許を受けた者又は平成 20 年 3 月 31 日までに受ける見込みの者であること。
薬剤師	薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 2 条の規定により薬剤師に係る免許を受けた者又は平成 20 年 4 月 30 日までに受ける見込みの者であること。

（3）日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成 20 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

（4）電気（警察職員）の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第 1 次試験

（1）試験種目

ア 事務（一般コース）

教養試験（多肢選択式・記述式）及び専門試験（多肢選択式）

イ 事務（環境コース）

教養試験（多肢選択式・記述式）及び専門試験（記述式）

ウ ア及びイに掲げる職種以外のもの

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

（2）試験の期日

平成 19 年 6 月 24 日（日）

（3）試験の場所

鳥取大学工学部 鳥取市湖山町南四丁目 101

鳥取大学医学部基礎講義棟 米子市西町 86

国士舘大学世田谷校舎 東京都世田谷区世田谷四丁目 28-1

7 第 2 次試験

（1）試験の実施

電気（警察職員）以外の職種については鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施し、電気（警察職員）については、第 2 次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

（2）試験種目

ア イに掲げる職種以外のもの

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）及び適性検査

イ 電気（警察職員）

論文試験、人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

（3）試験の期日

ア イに掲げる職種以外のもの

（ア）論文試験及び適性検査

平成 19 年 7 月 29 日（日）

（イ）人物試験

平成 19 年 8 月 6 日（月）から同月 10 日（金）まで

イ 電気（警察職員）

平成 19 年 8 月 28 日（火）

（4）試験の場所

ア イに掲げる職種以外のもの

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目 220

イ 電気（警察職員）

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目 271

8 合格者の発表

（1）第 1 次試験合格者

平成 19 年 7 月 20 日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

電気（警察職員）以外の職種にあつては平成 19 年 8 月 28 日（火）に、電気（警察職員）にあつては同年 9 月 11 日（火）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 電気（警察職員）以外の職種に係る最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 電気（警察職員）に係る最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 20 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5 の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、警察本部県民ホール及び各警察署において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 19 年 5 月 11 日（金）から同月 29 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 19 年 5 月 29 日（火）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 19 年 5 月 11 日（金）午前 0 時から同月 29 日（火）午後 12 時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和 27 年鳥取県人事委員会規則第 11 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

1 試験の名称

平成 19 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分		採用予定者数
警察官（男性）		17 名程度
警察官（女性）		2 名程度
警察官（男性） <武道>	柔道	1 名程度
	剣道	1 名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表 2 級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 201,300 円のほか諸手当が支給される。

なお、給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成 17 年鳥取県条例第 44 号）第 7 条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は 197,274 円である。

5 受験資格

受験資格がある者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 61 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成 20 年 3 月 31 日までに卒業する見込みのもの。
- (2) 警察官（男性）<武道>を志望する者にあつては、(1)に加え、次に該当する者
 - ア 柔道については、財団法人講道館が交付する段位 3 段以上を有する者
 - イ 剣道については、財団法人全日本剣道連盟が交付する段位 3 段以上を有する者

6 第 1 次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

(2) 試験期日

平成 19 年 7 月 8 日 (日)

(3) 試験の場所

鳥取大学工学部 鳥取市湖山町南四丁目 101

米子コンベンションセンター 米子市末広町 74

7 第 2 次試験

(1) 試験種目

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査並びに実技（武道受験者のみ）

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね 160 センチメートル以上であること。	おおむね 153 センチメートル以上であること。
体 重	おおむね 47 キログラム以上であること。	おおむね 43 キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね 78 センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が 0.6 以上又は矯正視力が 1.0 以上であること。	
色 覚	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
一般内科系検査	正常であること。	
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。	

(2) 試験期日

平成 19 年 8 月 20 日 (月) から同月 22 日 (水) まで

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野 46-5

8 合格者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 19 年 7 月 20 日 (金) に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成 19 年 9 月 5 日 (水) に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 2 次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 20 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 19 年 5 月 11 日（金）から同年 6 月 13 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 19 年 6 月 13 日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 19 年 5 月 11 日（金）午前 0 時から同年 6 月 13 日（水）午後 12 時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール [jinji@pref.tottori.jp](mailto:jinja@pref.tottori.jp)）に行うこと。ただし、第 2 次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90 円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第 1 次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第 2 次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県土砂災害警戒情報システム整備業務 一式

(2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県内の雨量観測局からの情報を電子的に記録し、保存し、及び処理し、鳥取地方気象台との連携による土砂災害警戒情報を市町村、県民等へ提供することにより、土砂災害防止の推進に資する信頼性の高いシステム（以下「土砂災害警戒情報システム」という。）を構築するものである。

なお、落札者は、次の業務を行うものとする。

- ア 土砂災害警戒情報システムの開発
- イ 土砂災害警戒情報システムの稼動に必要な機器の納入
- ウ 関連する県土整備部関連部署のシステム改良

(3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

契約の日から平成19年11月30日まで

(5) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部治山砂防課 他

(6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成19年4月27日（金）から同年6月7日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 平成19年4月27日（金）から同年6月7日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- エ 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務の情報処理サービスに係るものを有すること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年5月11日（金）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。
- オ 平成13年4月1日以降に国又は都道府県が発注した土砂災害警戒情報に係るシステムの構築に係る業務を受注し、完遂した実績を有していること。
- カ 本業務を遂行できる主任技術者1名、担当技術者1名及び照査技術者1名（合計3名で、それぞれ兼任はできない。）を配置することが可能で、主任技術者はソフトウェア開発技術者資格（経済産業省国家資格）又はこれと同等以上の資格を有すること。
- キ カの技術者のうち1名以上が平成13年4月1日以降に国又は都道府県が発注した土砂災害警戒情報に係るシステムの構築に関する業務を担当し、完遂した実績を有していること。
- ク この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- ケ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 各構成員が(1)のアからオまでのすべてに該当すること。
- イ 共同企業体において(1)のカからキまでの要件を満たす技術者3名を配置できること。
- ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きいものが代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部治山砂防課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県県土整備部治山砂防課企画調査係
電話0857-26-7819

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は、平成19年4月27日(金)から同年5月22日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/chisansabou/nyusatsujouhou.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成19年4月27日(金)から同年5月22日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年6月7日(木)午後2時
鳥取県県土整備部入札室(鳥取県庁本庁舎5階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び2の競争入札参加資格に適合することを証明できる書類を、4の(1)の場所に平成19年5月22日(火)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることがで

きる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of service to be required:

Warning Information System for sediment-related disasters for Tottori Prefectural Government:

1 set

(2) May 22, 2007 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 7, 2007 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

(4) Contact Point for the notice : Office of Afforestation and Erosion control Division, Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi-machi Tottori-shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7819

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

空調機器、総合監視装置保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 19 年 5 月 28 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の電気設備・空調設備に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 5 月 9 日（水）午後 4 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 4 月 27 日（金）から同年 5 月 23 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成 14 年度以降に病床数 200 床以上の手術室、感染症病室及び ICU 病室を有する病院において、空調機器保守及びポンプ機器の点検の業務を履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局総務課管理担当

電話 0857-26-2271（内線 2206）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成 19 年 4 月 27 日（金）から同年 5 月 9 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 5 月 23 日（水）午前 11 時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時までとする。）

鳥取県立中央病院 大会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証する書類及び入札説明書で示す入札参加確認申請書その他必要な書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 5 月 14 日（月）午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を提供できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。